

○農林水産省告示第九百二十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第二十四の規定に基づき、平成十九年三月十日農林水産省告示第三百五十三号（ニュージールランド産ガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバース種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年七月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊

一 中「ガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバース種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種」及び「であり、かつ、ニュージールランド植物防疫機関が適切な時期に火傷病の発生の有無に関する調査が行われている地区として指定した地域」を削る。

四の（一）中「二時間」を削り、「〇・五度」を「摂氏二・〇度」に、「温度」を「温度以下」に改め、同（二）のイ中「十二度」を「摂氏十二度」に改め、同（二）のウを次のように改める。

ウ くん蒸時間は、二時間以上とすること。

四の（二）に次のように加える。

エ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートルで表した数値とくん蒸時間数との積は、三十四・一以上とすること。
オ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、十分な通気性を有すること。

四の（三）を次のように改める。

（三）ガラ種、グラニースミス種、サイロス種、ふじ種、ブレイバース種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実のくん蒸を行う場合にあつては、次の要件を満たすことをもつて（二）の要件に代えることができる。

ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり二十四グラムとすること。

イ 果実温度は、摂氏十二度以上とすること。

ウ くん蒸時間は、二時間とすること。

エ 一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の四十パーセントを超えないこと。

オ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、十分な通気性を有すること。